

平成29年度

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
契約監視委員会 活動のまとめ

平成30年7月

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
契約監視委員会

目次

1. はじめに	1
2. 平成29年度の委員会の活動	1
3. 調達等合理化計画の点検の概要	1
(1)平成29年度終了後の自己評価の際の点検について	
(2)平成30年度計画策定時の点検について	
4. 随意契約、一者応札・応募などの個別契約についての点検の概要	2
(1)随意契約	
(2)一者応札・一者応募及び2か年連続一者応札・応募	
5. 平成30年度の委員会における審議の進め方について	3
別紙1: 契約監視委員会構成員	5
別紙2: 審議の経過	6
別紙3: 議事要旨	7

1. はじめに

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構契約監視委員会（以下「委員会」という。）は、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、平成27年9月9日に、改組・設置された。

注：改組前の宇宙航空研究開発機構契約監視委員会は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、契約の点検及び見直しを行い、理事長に意見を提出することを任務として、設置されていた。

委員会は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）が毎年度策定する調達等合理化計画（以下「計画」という。）について、計画の策定及び年度終了後の自己評価の際の点検を行うとともに、理事長が定める基準に従い機構における契約の点検及び見直しを行い、理事長に意見を提出することを任務としている。

本資料は、平成29年度に委員会が行った活動とその結果としての意見の概要をまとめたものである。

2. 平成29年度の委員会の活動

平成29年度においては、委員会を4回開催し、平成29年度終了後の計画の実施結果に関する機構の自己評価の点検及び平成30年度計画の策定の際の点検を行うとともに、平成29年度に締結した随意契約、一者応札・応募などの契約について点検を行った。

3. 調達等合理化計画の点検の概要

(1) 平成29年度終了後の自己評価の際の点検について

平成29年9月28日及び12月18日に開催した委員会において、第1, 2四半期の計画の実施状況について報告を受けた。また、年度終了後の平成30年4月19日に開催した委員会において、平成29年度実施結果に関する機構の自己評価について説明を受け、点検を行った。その結果、特に問題となる自己評価はなかった。なお、随意契約については、引き続き厳格な運用を図り、真にやむを得ないものを除

き、減少に努めるよう提言した。

(2) 平成30年度計画策定時の点検について

平成30年度計画については、平成30年6月25日に開催した委員会において、機構から平成29年度計画との相違点を中心に説明を受けたうえ、次の観点から点検を行った。その結果、特に問題となるものはなかった。

① 手続き面：

計画案の策定、公表等の手続きが、政府の要請文書（「独立行政法人における調達等合理化の取り組みの推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び「独立行政法人における調達等合理化計画策定要領」（平成27年5月25日総務省行政管理局）に合致したものであるか並びに機構内の適正な策定手続き（立案手続き、契約審査委員会における審査、機構としての意思決定手続きの方法など）を行い、又は行うこととしているかどうか。

② 内容面：

計画案の内容が、政府の要請文書（上記①）に合致しているかどうか並びに国立研究開発法人である機構の事務・事業の特性及び確実なミッションの達成及び機構が取り組んでいるプロジェクトに関する業務改革を踏まえた妥当な調達等合理化の計画となっているかどうか。

4. 随意契約、一者応札・応募などの個別契約についての点検の概要

機構における随意契約、一者応札・応募などの契約については、機構の契約審査委員会において、全件、報告・審査が行われ、その後、同一の資料及び議事録を用いて、監事（委員会の委員）に説明があり、質問や追加の資料要求を行うなど必要なチェックを行っている。

この状況を踏まえ、年間4回開催した委員会においては、随意契約、一者応募・応札となった契約及び2か年連続一者応札・応募となった契約について、全対象案件から、契約金額などを考慮して点検対象を

選定し、点検を行った。

(1) 随意契約

平成29年度に締結した競争性のない随意契約について、全対象案件の中から、契約額の高い契約を中心に委員会として対象を選定し、次の方法及び内容により点検を行った。点検の結果、問題となるような契約はなかった。

(点検の方法及び内容)

- ① 機構の原局及び契約部門の担当者から、資料により、調達・契約の概要、随意契約の根拠条項、必要条件、随意契約理由などの説明を受ける。
- ② 各委員と担当者の中で、質疑応答、意見交換を行う。
- ③ 問題となる事項があればそれを確認する。問題とは言えないまでも、今後の調達・契約に当たって改善を検討すべき事項、留意すべき事項などがあれば、それを確認する。

(2) 一者応札・一者応募及び2か年度連続一者応札・応募

平成29年度契約のうち一者応札・一者応募となった契約について、全対象案件の中から、契約額の高い契約や一般的な機器や作業の契約を中心に委員会として対象を選定し、次の方法及び内容により点検を行った。点検の結果、問題となる契約はなかった。

(点検の方法及び内容)

- ① 機構の原局及び契約部門の担当者から、資料により、調達・契約の概要、入札の概要(公告期間、競争参加資格、履行期間など)、仕様書の内容、予定価格、ヒアリング結果(仕様書を受領したが入札に参加しなかった者などへの不参加理由等のヒアリング)、今後の改善検討事項などの説明を受ける。
- ② 及び③は、(1)随意契約の場合と同じ。

5. 平成30年度委員会における審議の進め方について

平成30年度に締結した随意契約、一者応札・応募などの個別契約について事後点検を行うとともに、平成30年度調達等合理化計画の実施結果に関する年度終了後の自己評価について点検を行う。また、平成3

1年6月末までに策定する平成31年度調達等合理化計画の点検を行う。

なお、審議の方法については、今後も、機構の契約制度や個別案件の審査の手続きのチェック及び調達等合理化計画の進捗状況の確認を主眼として、4半期に1回程度開催するとともに、引き続き契約の点検等を行う方法が適切かつ効果的であると考える。

以上

契約監視委員会 構成員

(委員長) 大木 一夫 株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー 顧問
(所属は平成 30 年 4 月 22 日時点)

大久保 涼 長島・大野・常松法律事務所 弁護士

堀田 佳文 千葉大学法政経学部法政経学科 准教授
(任期は平成 29 年 8 月 31 日まで)

田澤 元章 明治学院大学法学部教授
(任期は平成 29 年 9 月 1 日より)

長沢 誠 長沢会計事務所 公認会計士

高橋 光政 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 監事

大矢 和子 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 監事

審議の経過

	開催日	主な議題
第1回	平成29年9月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・件名が二年連続同じで且つ契約相手が同じ場合の、連続して一者応札の契約の取扱いについて ・平成29年度調達等合理化計画の第1四半期実施状況の報告 ・平成29年度第1四半期に新規に締結した契約の点検
第2回	平成29年12月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回契約監視委員会のフォローアップ ・平成29年度調達等合理化計画の第2四半期実施状況の報告 ・契約監視委員会における建設工事等に係る契約の点検について ・競争参加資格の停止に関する規程改正について ・平成29年度第2四半期に新規に締結した契約の点検
第3回	平成30年4月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回契約監視委員会のフォローアップ ・平成29年度調達等合理化計画の自己評価について ・契約監視委員会における建設工事等に係る契約の点検について ・平成29年度第3四半期に新規に締結した契約の点検
第4回	平成30年6月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回契約監視委員会のフォローアップ ・平成29年度調達等合理化計画自己評価の点検 ・平成30年度調達等合理化計画の点検 ・平成29年度第4四半期に新規に締結した契約の点検

平成29年度第1回契約監視委員会議事要旨

1. 日 時:平成29年9月28日(木)10:00~12:00

2. 場 所:JAXA東京事務所 地下階 B101、B102、B103 会議室

3. 出席者:大木委員長、堀田委員、田澤委員、高橋委員、大矢委員
(大久保委員は欠席)

4. 審議概要:

(1)平成28年度第4回契約監視委員会のフォローアップ

事務局より、「平成28年度第4回契約監視委員会議事要旨」及び「平成28年度契約監視委員会活動のまとめ」について報告し、了承された。

(2)件名が二年連続同じで且つ契約相手が同じ場合の、連続して一者応札の契約の取扱いについて

調達部より、平成28年度第4回契約監視委員会でのアクションアイテムである連続して一者応札の契約の取扱い要件について、過去の委員会で整理報告された二年連続一者応札の定義の説明とともに、当該定義を業務マニュアルに記載することにより職員の共通認識の徹底を図ることを報告し、了承された。

(3)平成29年度調達等合理化計画のフォローアップ(第1四半期の実施状況)

調達部より、調達等合理化計画に基づく第1四半期分の随意契約や一者応札・応募の契約の実績と、前年度同時期との比較、分析結果について説明があった。

なお、委員から、調達等合理化計画に掲げた取組について、「どのように合理的な調達を実施したのか」、「新たな調達マネジメントプロセスによる調達実績」など、フォローアップの点検対象に取り上げることを検討し、データがまとまった段階で良いから委員会へ報告するよう要請があった。

(4)平成29年度第1四半期に新規に締結した契約の点検

平成29年度第1四半期に新規に締結した随意契約及び一者応札・応募案件並びに2か年度連続して一者応札・応募となった案件について、契約金額が大きいもの及び一般的な機器や作業の調達である案件について選定し、契約の妥当性等の点検が行われたが、特に問題となる契約はなかった。(別紙のとおり)

なお、随意契約案件の一つ(別紙の②)について、飛行試験において機体内で

使用する搭載装置類の調達を共同研究契約に含め、契約の仕様や予算を変更した経緯について、次回の委員会で報告することとなった。

(5)その他

次回の平成29年度第2回契約監視委員会は、平成29年12月18日に開催することとした。

以 上

第1回 平成29年9月28日

競争性のない随意契約		2件	① 気象変動観測衛星(GCOM-C)初期チェックアウト作業及び初期校正・検証作業(衛星分)(その1) ② 乱気流検知装置の飛行試験に関する研究	
企画競争		0件		
公募		0件		
競争入札	一般競争	価格評価	5件	③ 平成29年度 種子島宇宙センター及び内之浦宇宙空間観測所施設保全運用作業 ④ 平成29年度 角田エンジン燃焼試験設備の保全作業 ⑤ 平成29年度 角田宇宙センター西地区高圧ガス設備定期自主検査作業 ⑥ 平成29年度 角田宇宙センター燃焼試験系共通設備の保全作業 ⑦ 平成29年度 角田宇宙センター西地区 設備維持支援業務
		総合評価	1件	⑧ 平成29年度地球観測衛星のミッション運用業務
	指名競争	価格競争	0件	
		総合評価	0件	

主な質疑は以下のとおり。

① 気象変動観測衛星(GCOM-C)初期チェックアウト作業及び初期校正・検証作業(衛星分)(その1)[随意契約]

本件は気象変動観測衛星(GCOM-C)の衛星システムの運用準備作業、初期チェックアウト作業等を実施するものである。当該作業はGCOM-C衛星の軌道上での機能性能確認、初期校正・検証に必要な衛星システムの設計・製造及びプロトフライト試験にかかる技術情報を有しているものとの契約であることが説明され、「人工衛星、ロケット等の飛翔体、航空機等又はこれらに係る設備の製造設備、製造技術又は運用技術等を必要とする契約であって、当該設備又は技術を有す

る者が一に限定されるとき(契約事務実施要領第 69 条第1項(ウ))」を適用し、随意契約としたことにつき、問題がないことが確認された。

委員から、出来るだけ大きな金額で契約した方が有利な条件で契約が出来る場合もある。当該衛星については製造とチェックアウト作業等を分けた契約だが、衛星に関する契約は、製造業者を競争で選定する際、製造からチェックアウト作業まで一本化しての契約が可能かどうかを検討するよう意見があった。

② 乱気流検知装置の飛行試験に関する研究[随意契約]

本件はSafeAvioプロジェクトで開発した乱気流検知装置を大型ジェット機に搭載し、飛行試験を行う共同研究である。世界的な機体製造メーカーである契約相手方の大型旅客機への搭載は、これまでの小型ジェット機での飛行実証では得られない大型旅客機への実装の実現性の確認、実用化に向けた技術課題の確認を行うとともに、大手機体製造メーカーの評価を得られる絶好の機会として、JAXAの航空技術部門会議において研究成果の実用化促進につながる成果が期待できる相手方として承認されたものとの契約であることが説明され、「共同研究を実施するにあたり、成果の最大化の観点から部門等会議等において特定の契約の相手方が承認されているとき(契約事務実施要領第 69 条第1項(ス))」を適用し、随意契約としたことにつき、問題がないことが確認された。

なお、委員から、当該共同研究契約とは別の請負契約をもって機体内で使用する搭載装置類の調達を行うところ、共同研究契約に含めることにより安価で調達できることから共同研究契約の仕様や予算を変更して契約した旨の説明について、経緯を資料にして次回の委員会で報告することとなった。

③ 平成29年度 種子島宇宙センター及び内之浦宇宙空間観測所施設保全運用作業[一者応札・価格評価方式]

一者応札となった事由として、種子島宇宙センター及び内之浦宇宙空間観測所は、離島やへき地という立地であり、ロケット発射場として特殊な機能を持つ施設の保全作業や、特に離島である種子島宇宙センターにおいて、24時間体制で電力や水を安定供給する体制が必要としていることが、業者にとって入札の参入を躊躇する要因となったこと等の考察とともに、これまで以上に業者の体制構築にかかる準備期間を十分に考慮し、業者の負担とならない入札スケジュールの設定を行うことで、広く応札を求めることの説明がなされ、問題がないことが確認された。

委員から、種子島宇宙センターと内之浦宇宙空間観測所を一体で契約を行うことについて質問が有り、イプシロンロケットの打上げ開始に伴い、H II ロケットの打上げと共用での追跡管制等業務にかかる整理合理化を目的として体制を見直し、両施設は一体の施設として運用していることが説明された。

- ④ 平成29年度 角田エンジン燃焼試験設備の保全作業
- ⑤ 平成29年度 角田宇宙センター西地区高圧ガス設備定期自主検査作業
- ⑥ 平成29年度 角田宇宙センター燃焼試験系共通設備の保全作業
- ⑦ 平成29年度 角田宇宙センター西地区 設備維持支援業務

[④～⑦:一者応札・価格評価方式] ※センターの設備に関する契約を一括審査。
一者応札となった事由として、

④は、試験計画について、年度当初の計画から変更を伴うことがあり、作業計画の見通しに不透明の部分があるため、業者は抱える他の仕事と両立するのに人繰り・資材繰り等の調整がハードルとなったこと等の考察とともに、試験の計画的な実行、確実な計画作成等について引き続き取り組んでいくなど説明がなされ、問題ないことが確認された。

⑤は、一般の高圧ガス設備の自主点検に関する知識と経験に加え、他にはないロケットエンジン研究開発設備の運用ノウハウに関して熟知する必要がある。熟知しない業者の場合、ノウハウ獲得に人材育成などにかかる経費が要因で高コスト化するため、応札に躊躇したこと等の考察が示され、問題ないことが確認された。

⑥は、求める作業内容が一般建築設備等の保全・運用の他、一部試験系設備に関連する防消火設備の保全・運用が含まれており、特殊な技術を要する試験系設備の保全・運用がボトルネックとなり応札に躊躇したこと等の考察とともに、ボトルネックとなる設備の範囲を別契約することを検討するなどの説明がなされ、問題ないことが確認された。

⑦は、対象設備に、高温、極低温、気圧の異なる条件下で試験する複数の施設が含まれるため、複数の設備に対応するための人員確保が必要となる業者は入札を敬遠したり、ノウハウ獲得に人材育成などにかかる経費が要因で高コスト化するため、応札に躊躇したこと等の考察が示され、問題がないことが確認された。

委員から、それぞれの契約を一本化することは出来ないのかとの質問があり、26年度から角田宇宙センターの契約について見直しを行っており、当該契約はそれまで個別に分かれていた複数の契約を集約化したものであるが、引き続き、業務の効率化も考慮しながら、業務の特性に応じた適切な契約について検討を続けていくことが説明された。

- ⑧ 平成29年度地球観測衛星のミッション運用業務

[二年連続一者応札・価格評価方式]

一者応札となった事由として、仕様書を受領したが応札しなかった複数の業者からの聞き取り結果が示され、ビジネス展開方針と仕様要求がマッチしなかった、別の契約を履行中であり今回は参考情報を得たかった、などの理由であるとの考察

とともに、今回の調達と同様に入札スケジュールを可能な限り前倒すことで体制構築期間がとれるよう長くする、体制構築や人員確保に対する投資に見合うよう調達期間を次期中期計画に入る来年度の契約は5年間で予定しているなどの説明がなされ、問題がないことが確認された。

以上

平成29年度第2回契約監視委員会議事要旨

1. 日 時:平成29年12月18日(月)14:30~16:30

2. 場 所:JAXA東京事務所 地下階 B101、B102、B103 会議室

3. 出席者:大木委員長、大久保委員、堀田委員、田澤委員
高橋委員、大矢委員

4. 審議概要:

(1)平成29年度 第1回契約監視委員会議事要旨の報告

事務局より、「平成29年度 第1回契約監視委員会議事要旨」について報告し、了承された。

(2)【共同研究】「乱気流検知装置の飛行試験に関する研究について」における予算額等の変更経緯の報告

調達部より、平成29年度第1回契約監視委員会でのアクションアイテムである当該共同研究契約において当初の仕様書や予算額を変更して契約した経緯について、当初は請負契約で国内業者への調達を予定していた乱気流検知装置の機体に設置するためのインタフェースの設計・製造を共同研究契約により飛行試験を行う業者が実施する方が、安価、且つ請負契約業者との間で必要な技術情報の橋渡し等に係る人的負担が軽減できることから共同研究契約で行うこととなり、仕様書及び予算額を変更したことを報告し、了承された。

(3)平成29年度調達等合理化計画のフォローアップ(第2四半期の実施状況)

調達部より、調達等合理化計画に基づく第2四半期までの随意契約や一者応札・応募の実績と、前年度同時期との比較、分析結果について説明があった。

なお、委員から、調達等合理化計画に掲げた目標に対し努力はしているが、随契と一者応札を合わせた割合は極端に増えた訳ではないが依然と高い。今後とも削減に向けた取組みを実施して契約の競争性を担保するよう意見があった。

(4)契約監視委員会における建設工事等に係る契約の点検について

調達部より、＜公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針＞に基づき、これまで文部科学省の入札監視委員会において実施してきた建設工事等に係る契約の適正性の点検を、平成30年度の対象契約案件から各独法にて独自に点検を行うこととなり、点検を当委員会で実施したいこと、つ

いては運用等の詳細は次回の委員会で報告することについて説明があり、了承された。

(5) 競争参加資格の停止に関する規程改正について

調達部より、競争参加資格の停止に関して、他の公共機関が取引停止措置を講じた場合について、JAXAが独自に判断して競争参加資格の停止を行うことができるよう規程改正を検討していることについて報告があった。

なお、委員から、JAXA独自の判断について、公平性と意思決定の透明性が必要であることから、規程の改正には客観的な表現等に留意しながら検討を行うよう意見があった。

(6) 平成29年度第2四半期に新規に締結した契約の点検

平成29年度第2四半期に新規に締結した随意契約及び一者応札・応募案件並びに二か年度連続して一者応札・応募となった案件について、契約金額が大きいもの及び一般的な機器や作業の調達である案件について選定し、契約の妥当性等の点検が行われたが、特に問題となる契約はなかった。(別紙のとおり)

なお、随意契約案件の一つ(別紙の⑥)について、これまで工事希望型指名競争入札制度を活用して行った入札における実績データ、一者応札であった場合の改善すべき点などの考察等について、次回の委員会で報告することとなった。

(7) その他

次回の平成29年度第3回契約監視委員会は、平成30年4月19日に開催することとした。

以上

第2回 平成29年12月18日

競争性のない随意契約		2件	① 超小型衛星打上げ機(試験機)の開発(SS-520-5号機) ② 高空燃焼試験設備 消音塔吸音材撤去作業	
企画競争		0件		
公募		0件		
競争入札	一般競争	価格評価	2件	③ イプシロンロケット3号機ランチャフライトナンバー表示及び打上後補修塗装 ④ 平成29年度 実験用航空機JA8858の更新耐空証明検査受検他作業
		総合評価	1件	⑤ 出張旅費サービスの調達
	指名競争	価格競争	1件	⑥ 筑波宇宙センター電波試験棟他1件エレベータ設備全面改修工事(H29)
		総合評価	0件	

主な質疑は以下のとおり。

① 超小型衛星打上げ機(試験機)の開発(SS-520-5号機)[随意契約]

本件は超小型衛星の打上げ技術実証を目的として開発したSS-520型ロケット5号機の開発を行うものである。当該開発は観測ロケットSS-520型ロケット1～3号機及び超小型衛星打上げ機SS-520型ロケット4号機の機体開発をベースとすることから、当該機体本体の技術情報を有しているものとの契約であることが説明され、「継続的な研究開発に伴い締結する契約であって、過去の機構との契約において契約相手方に蓄積された技術等を活用するものであり、かつ当該相手方以外に実施させることが技術的、時間的又は経済的な理由により困難であるとき(契約事務実施要領第69条第1項(エ))」を適用し、随意契約としたことにつき、問題がないことが確認された。

委員から、当該契約は観測ロケット等既存部分の調達なのか、或いは新たに開発する調達なのか質問があり、今まで開発した既存部分及び3段モータや超小型衛星を搭載する部分など新規部分の開発の両方の調達であることが説明された。

② 高空燃焼試験設備 消音塔吸音材撤去作業[随意契約]

本件は角田宇宙センターの高空燃焼試験設備にて実施(7/13)したロケットエンジン試験において、消音塔内壁の吸音材がセンター敷地内外に飛散する不具合

が発生したため、H3ロケット開発スケジュールに基づく次回試験(8/16)までに吸音材飛散防止のための緊急処置が必要となった。当該設備に関する保全等の技術を有し、且つ燃焼試験の運用補助を実施していることから試験設備の技術情報を有し、緊急処置が実施できるものとの契約であることが説明され、「緊急の必要があるため、競争に付すことができないとき又は不利と認められるとき(契約事務実施要領第 69 条第1項(セ))」を適用し、随意契約としたことにつき、問題がないことが確認された。

委員から、8月の試験後のスケジュールについて質問があり、試験後もエンジンの分解点検や切断確認作業及び11月に実施する試験があり、H3ロケット開発スケジュールへの影響を最小限にするためには、不具合発生直後の設備の状況を把握し、消音塔内の安全担保・作業環境を確実、且つ短期間に作業を実施できるものが必要であったことが説明された。

③ イプシロンロケット3号機ランチャフライトナンバー表示及び打上後補修塗装[一般競争・価格評価方式・一者応札]

一者応札となった事由として、イプシロンロケットの射場のある内之浦宇宙空間観測所は、へき地という立地であること、塗装作業の対象がロケットの発射装置であることが特別な作業と受け取られた可能性があること、及び塗装のために発射装置の操作が生じるため技術的なノウハウを必要としていることが、業者にとって入札の参入を躊躇する要因となったこと等の考察とともに、これまで以上に地元業者等へ広く周知を図る取組や、可能な限り公告期間や作業期間を長く確保することの説明がなされ、問題がないことが確認された。

なお、発射装置の操作を塗装作業から分離して別契約にした場合の方がトータルコストは高くなるとの説明がJAXAよりあったが、委員から塗装作業を分離し競争性を持たせた上で全体のコストを削減できるよう作業方法を検討することについて意見があった。

④ 平成29年度 実験用航空機JA8858の更新耐空証明検査受検他作業[一般競争・価格評価方式・二年連続一者応札]

一者応札となった事由として、過去に応札した業者からの聞き取り結果が示され、航空機整備事業の調布飛行場からの撤退及び航空整備士及び熟練工の不足により整備事業からの完全撤退が背景にある。また、航空機整備事業を営む複数の業者へ入札の声掛けを行ったが入札説明書の受領もなかった。現在、応札した業者以外国内にJA8858と同じ機体を保有している業者はなく、機体を製造したドイツの会社は経営破綻していることから、同社の同じ機体の新規国内就航は見込めない状況であるため今後も一者応札になってしまう等との考察ととも

に、今後は特定の技術または設備を有する者以外にはできない契約(契約事務実施要領第 69 条第1項(ウ))を選定理由として随意契約に移行することを説明がなされ、問題がないことが確認された。

⑤ 出張旅費サービスの調達[一般競争・総合評価方式・一者応札]

一者応札となった事由として、仕様書を受領したが応札しなかった複数の業者からの聞き取り結果が示され、出張旅費システムの導入(平成29年度導入)及び出張旅費サービスに係る業務(平成30～36年度実施)からなる本調達において、本調達はシステムベンダーと旅行会社が協力体制を組む必要があり一者で完結出来ない、旅費サービス業務には航空チケットの見積もり合わせがあり当該調達の落札業者でありながらチケット手配が保障されていないことからメリットが見えなかった等の考察とともに、システムの導入と出張旅費サービス業務を一体とした調達の在り方について検討するとの説明がなされ、問題がないことが確認された。

なお、委員から、システムの導入と出張旅費サービス業務の一体化について、システムは長期間使用しないと投資を回収できないが、旅費サービスのチケット手配は、航空チケット販売の市場状況の変化が激しいことから、2～3年毎に契約を見直した方が旅行会社の競争参加は高まるのではないかとの意見があった。

⑥ 筑波宇宙センター電波試験棟他1件エレベータ設備全面改修工事(H29)[指名競争・価格評価方式・一者応札]

一者応札となった事由として、一般競争入札による一者応札状況を改善する目的で導入した工事希望型指名競争入札において入札参加条件を満足する指名した16者の内、仕様書を含む関係資料を受領したが応札しなかった業者からの聞き取り結果が示され、エレベータ設備の仕様を満たすことができない、繁忙で技術者や作業員の確保が困難、作業期間中の対応の困難などが理由であった。既設昇降機の形状に合わせた仕様は一般的で特殊な要求は行っておらず、工期期間も昇降機の製作期間を考慮しても厳しい設定でなく、繁忙時期等による業者側の事情で今回の結果は想定外であったとの考察とともに、少しでも業者が競争に参入しやすい環境に配慮するとの説明がなされ、問題がないことが確認された。

なお、委員から、これまで工事希望型指名競争入札制度を活用して行った入札において、過去は何社指名して何社応札したかのデータ、これまでも一者応札であった場合、制度や仕様などについて改善すべき点などの考察や他の機関の状況も確認し良い取組事例があれば整理し、次回の委員会で報告することとなった。

以上

平成29年度第3回契約監視委員会議事要旨

1. 日 時:平成30年4月19日(木)14:30~16:30
2. 場 所:JAXA東京事務所 地下階 B101、B102、B103 会議室
3. 出席者:大木委員長、大久保委員、長沢委員、高橋委員、大矢委員
(欠席:田澤委員)
4. 審議概要:
 - (1)平成29年度 第2回契約監視委員会議事要旨の報告
事務局より、「平成29年度 第2回契約監視委員会議事要旨」について報告があり、了承された。
 - (2)エレベータ工事に係る契約の実績及び今後の方針について
(第2回契約監視委員会でのアクションアイテム)
調達部より、工事希望型指名競争入札制度(以下「指名競争入札」という。)によるエレベータ改修工事の契約実績等について次の報告があった。
 - ・過去の指名競争入札3件のうち2件が複数応札となっていたことや指名競争入札導入前の一般競争入札においては、4件中2件が一者応札となっていたこと。
 - ・調査した範囲において、他法人においても指名競争入札のほうが一般競争入札と比較して一者応札率が低い状況にあることが確認できたこと。以上より指名競争入札を活用したことが一者応札の要因とはなっていないことから今後も継続して活用することとし、一者応札が続くようであれば、制度の見直しを考えたい旨説明があり、了承された。
 - (3)平成29年度調達等合理化計画の自己評価について
調達部より、調達等合理化計画に基づく第3四半期までの随意契約や一者応札・応募の実績と、物品・役務の合理的調達に関する取組実績について説明があった。
委員からは、一者応札・応募の金額割合が昨年度より増えた要因を分析して次回委員会で報告してほしいこと、及び物品・役務の合理的調達に掲げた項目について実施したか否か判りにくくので、具体的に実績を記載してほしいとの意見があった。
 - (4)契約監視委員会における建設工事等に係る契約の点検について

調達部より、これまで文部科学省の入札監視委員会で行ってきた建設工事等に係る契約の適正性についての点検を平成30年度以降、本契約監視委員会において行うことに関して具体的運用方法の説明があり、了承された。

(5)平成29年度第3四半期に新規に締結した契約の点検

平成29年度第3四半期に新規に締結した随意契約及び一者応札・応募となった案件のうち、契約金額が大きいもの、複数の仕様書受領があったが一者応札・応募となったものについて点検を受けた。その結果、競争性のない随意契約案件(別紙の①)について、随意契約の根拠となった共同研究についてどのようなプロセスを経て決定したかについて、次回委員会で報告することとなったが、特に問題となる契約はなかった。(別紙のとおり)

(6)その他

次回の平成29年度第4回契約監視委員会は、平成30年6月25日に開催することとした。

以上

第3回 平成30年4月19日

競争性のない随意契約			1件	飛行実証用LNG推進系の試験・運用(その1)
企画競争			1件	平成29年度 調達手続きにおける業務効率化手法に関する調査検討
競争入札	一般競争	価格評価	2件	① 惑星大気突入環境模擬装置直流電源装置等の更新(不落随契) ② 平成29年度 宇宙服研究に係る作業支援

主な質疑等は以下のとおり。

① 飛行実証用LNG推進系の試験・運用(その1)[競争性のない随意契約]

本件は当該相手方と実施中の共同研究による納入品である供試体エンジンを利用して、飛行実証用 LNG 推進系を設計するものである。このため、LNG エンジン及び LNG 推進系の設計手法、製造手法、試験手法に加えて、供試体エンジンに関する詳細な設計、製造、運用及び評価における技術情報を有する必要がある、「人工衛星、ロケット等の飛翔体、航空機等又はこれらに係る設備の製造設備、製造技術又は運用技術等を必要とする契約であって、当該設備又は技術を有する者が一に限定されるとき(契約事務実施要領第 69 条第1項(ウ))」を適用し、当該相手方と随意契約したことの説明が、JAXA担当者よりあった。

委員からは、本件随意契約の前提とした共同研究相手方選定にあたってどのようなプロセスを経て決定したかについて質問があり、次回委員会で整理して報告することとなった。

② 惑星大気突入環境模擬装置直流電源装置等の更新

[一般競争・価格評価方式・一者応札(不落随契)]

一者応札となった事由としては、今回の更新対象である直流電源装置の仕様が特殊であり、当該電源装置を製作できる業者が少ないこと、直流電源装置の更新に加え「惑星大気突入環境模擬装置」としてのシステム全体の機能・性能維持も求められるため、新規業者にとってはハードルが高いことが要因として考えられる旨等の考察とともに、今後の対策としては可能な限り公告期間や作業期間を長く確保したいとの説明が、JAXA担当者よりあった。

委員からは電源装置本体の製作と据え付け工事を分けて調達すれば、競争性が確保されたのではないかと質問があり、JAXA担当者より惑星大気突入環境模擬装置全体の機能・性能維持も求められるため、仮に分けて不具合が発生した

場合、責任関係が曖昧となってしまう危惧があること等から一体とした発注形態とした旨説明がなされた。委員からは問題はないが、今後競争性の働くような形を更に検討いただきたいとの意見があった。

③ 平成29年度 調達手続きにおける業務効率化手法に関する調査検討

[企画競争・一者応募]

一者応募となった事由として、応募業者の公共調達に関する理解度にもよるが、作業期間が3カ月と短期間であったことが要因として考えられる旨等の考察とともに、今後の対策としては可能な範囲で複数業者に事前確認を行うなどして参加を促すとともに、履行期間についても可能な限り長く確保し、更なる応札者の確保に努めたい旨の説明が、JAXA担当者よりあった。

委員からは契約金額の妥当性の確認方法についての質問があり、JAXA担当者より本件で必要としている人工知能の知見を有する専門家の人員数等による積算を確認している旨の説明がなされた。また、委員からは早期の契約に努めてほしい点と、仕様書で主としている人工知能適用業務識別の件が表題では触れられていないので、表題を工夫すれば更なる応札者があったのではないかとの点について意見が出されたが、他については問題ないことが確認された。

④ 平成29年度 宇宙服研究に係る作業支援

[一般競争・価格評価方式・一者応札]

一者応札となった事由として、他の応札業者が要員を配置できる余裕を有していなかったためであることから、本件応札業者のみが優位となる仕様内容ではないとの考察とともに、今後の対策としては四半期ごとの入札公告予定に情報を掲載することにより案件を早めに公開することや作業実施期間を多く確保出来るよう、調達・原局で連携し公告を早めたいとの説明が、JAXA担当者よりあった。

委員からは、本件は宇宙産業に関連した業者でないと対応できないのかとの質問があり、JAXA担当者から特別な知見は必要でなく、一般的なデータ取得作業の知見を有していれば対応可能であるとの説明があった。また、委員から宇宙服の試作品の開発等について、本応札業者は関わっているのかとの質問があり、JAXA担当者からは関わっていないとの説明があった。以上により本件は問題ないことが確認された。

以上

平成29年度第4回契約監視委員会議事要旨

1. 日 時:平成30年6月25日(月)10:00~12:00
2. 場 所:JAXA東京事務所 地下階 B101、B102、B103 会議室
3. 出席者:大木委員長、大久保委員、長沢委員、田澤委員、高橋委員
(欠席:大矢委員)
4. 審議概要:
 - (1)平成29年度第3回契約監視委員会議事要旨の報告
事務局より「平成29年度第3回契約監視委員会議事要旨」について報告があり、了承された。
 - (2)平成29年度第3回契約監視委員会アクションアイテムへの回答
前回委員会の点検案件「飛行実証用LNG推進系の試験・運用(その1)」においてアクションアイテムとなっていた随意契約の前提となった発注先との共同研究契約及びコントローラ開発を無償で行うこととされた意思決定の状況を確認することとされた件については、部長級以上で構成される研究開発部門会議において審議・決定されたプロセスであった旨、調達部より説明があり了承された。
 - (3)平成29年度調達等合理化計画自己評価の点検
平成29年度調達等合理化計画に基づく随意契約、一者応札・応募の実績報告と物品・役務の合理的調達に関する取組実績及びそれらの自己評価について調達部より説明があり、点検の結果、特に問題となる自己評価結果はなかった。
なお、委員からは一者応札・応募の割合が高かった労働者派遣契約については、具体的な派遣職種を次回から提示してほしいとの意見が出された。
 - (4)平成30年度調達等合理化計画の点検
平成30年度調達等合理化計画について、前年度計画との比較による変更点を中心に調達部より説明があり、点検の結果、特に問題となる事項は無く了承された。
なお、委員からは「重点的に取り組む分野及び取組内容」に新規事項として掲げた取組内容に関して、意図が分かり難いので記述を工夫したほうが良いとの意見、及び「調達の現状と要因の分析」にある前年度との増減分析において増減

に大きく影響する打上げ輸送サービスについては、注釈等で補足したほうが良いとの意見が出され、調達部で検討することとされた。

(5)平成29年度第4四半期に新規に締結した契約の点検

平成29年度第4四半期に新規に締結した随意契約及び一者応札・応募となった案件のうち、契約金額が大きいもの、複数の仕様書受領があったが一者応札・応募となったものを中心に点検を受けた。その結果、特に問題となる契約はなかった。(別紙のとおり)

(6)その他

次回の平成30年度第1回契約監視委員会は、9月末～10月初旬頃に開催することとし、別途日程調整することとなった。

以 上

第4回 平成30年6月25日

競争性のない随意契約			2件	① 火星衛星探査計画 探査機システムの予備設計(その1のア、イ) ② JEM搭載用小型衛星放出機構(軌道上衛星装填型)の製作
競争入札	一般競争	総合評価	3件	③ 防災インタフェースシステムの開発 ④ 先進レーダ衛星 利用・情報システムの構築・維持・保守 ⑤ 筑波宇宙センター電波試験設備(第一)アンテナ特性計測解析装置の改修・更新
		価格評価	1件	⑥ H-IIAロケット39号機フェアリング探索・回収作業

主な質疑等は以下のとおり。

① 火星衛星探査計画 探査機システムの予備設計(その1のア、イ)

[競争性のない随意契約]

全体計画については新規性、技術的難度が高いミッションであるため、「機構プロジェクト実施に係る基本方針」を踏まえ、メーカーとの責任分担の明確化、フロントヘビー、適切なコストマネジメントを反映させた内容であることや、本探査機システムの予備設計遂行にあたっては、探査機システムの概念設計で得られた技術情報等を有していることが必要であるため、「継続的な研究開発に伴い締結する契約であって、過去の機構との契約において契約相手方に蓄積された技術等を活用するものであり、かつ当該相手方以外に実施させることが技術的、時間的又は経済的な理由により困難であるとき(契約事務実施要領第69条第1項(エ))」を適用し、当該相手方と随意契約したことの説明が、JAXA担当者よりあった。

委員からは本予備設計の前段階となる概念設計時の業者選定にあたって、どのような契約方式をとったのかとの質問があり、JAXA担当者より技術提案公募による審査により選定した旨の説明がなされた他、問題ないことが確認された。

② JEM搭載用小型衛星放出機構(軌道上衛星装填型)の製作

[競争性のない随意契約]

本件は JEM に搭載済みの J-SSOD に対し改修設計を行い、製作・試験・評価を実施するものであるため、業務実施においては J-SSOD の製造図面、試験データ等の技術情報を有している必要があり、「人工衛星、ロケット等の飛翔体、航空機等又はこれらに係る設備の製造設備、製造技術又は運用技術等を必要とする契約であって、当該設備又は技術を有する者が一に限定されるとき(契約事務実施要領第69条第1項(ウ))」を適用し、当該相手方と随意契約したことの説明がJAXA担当者よりあった。

委員からは、当初のJ-SSODの開発、製造業者の選定にあたっては競争入札あるいは技術提案公募のような契約方式はとられたのかとの質問があり、JAXA担当者より技術提案公募により選定したとの説明がなされた他、問題ないことが確認された。

③ 防災インタフェースシステムの開発

[一般競争・総合評価方式・一者応札]

本件入札にあたっては、競争参加者の等級資格要件を緩和するとともに、仕様書策定時には意見招請を行いその結果を仕様書に反映させるなどの一者応札回避策を執ったが、結果として一者応札となったものである。一者応札となった要因としては、システム開発が大規模であったために、受注側で実施体制を形成できる者が限られたことが考察される旨の説明がJAXA担当者よりあった。

委員からは、本システム開発の前段階となる概念検討を実施した者が十分な遂行能力を持っているのにも関わらず辞退した理由についての質問があり、JAXA担当者より概念検討よりも開発段階では相応の人員確保が必要となるため、対応が難しかったことが考察されるとの説明がなされた。また、委員よりインタフェースに繋がるシステムが4つあるが、どれか本件の受注業者が関係しているものがあるのかとの質問があり、JAXA担当者より直接関係しているものは一部のみであり、他システムは別事業者である旨説明がなされた他、問題ないことが確認された。

④ 先進レーダ衛星 利用・情報システムの構築・維持・保守

[一般競争・総合評価方式・一者応札]

本件入札にあたっては、入札公告等予定案件として事前に公開HPに掲載するとともに、仕様書策定時には意見招請を行い、その結果を仕様書に反映させるなどの一者応札回避策を執ったが、結果として一者応札となったものである。一者応札となった要因としては、受注側での人的リソースの確保が困難であったことにより、受注者が限られたことが考察される旨の説明がJAXA担当者よりあった。

委員からは、本調達期間は10年間であるが当初から多くの実施人員が必要となるのかとの質問があり、JAXA担当者より後年度は保守運用であるが、当初はシステム構築を期限までに行う必要があることから相応の人員確保が必要となる旨説明がなされた他、問題ないことが確認された。

なお、委員からは案件③④に関連してJAXAにおいてシステム開発が昨今多くなってきている中で、今後、類似のシステム関連調達で一者応札が続くようであれば何か対策を講じる必要性があるので、当委員会としても引き続き注視していきたいとの意見が出された。

⑤ 筑波宇宙センター電波試験設備(第一)アンテナ特性計測解析装置の改修・更新

[一般競争・総合評価方式・複数応札]

本件は、筑波宇宙センター電波試験棟にある老朽化若しくはサポート停止となったコンパクトレンジシステムを構成する機器又は装置の改修・更新を行うものである。既存設備の更新、改修案件は製造メーカーによる一者応札が多い中において、本件は改修・更新範囲を広範囲としたこと等により複数応札となった旨の説明がJAXA担当者よりあった。

委員からは、改修と更新と比較してどちらの比率が多かったのかとの質問があり、JAXA担当者より更新部分が多かったとの回答がなされた他、複数応札となった好事例として今後の点検に資することとされた。

⑥ H-II Aロケット39号機フェアリング探索・回収作業

[一般競争・価格評価方式・一者応札]

本件は、打上げ日時のプレスリリース前に打上げ日時に関する情報を開示できないために、受注業者側での十分な準備期間が確保できないことから、受注者が打ち上げ主体者に限られ、結果的に一者応札となっていること、及び今後は随意契約に移行したい旨の説明がJAXA担当者よりあった。

委員からは、本契約で求めている類似業務の受注実績とは何かとの質問があり、JAXA担当者からは一般的な航空機、船舶を使った業務であればよく、特に難しい実績を求めているものではない旨、説明がなされた他、問題ないことが確認された。

以上